

職場のトラブル まず相談

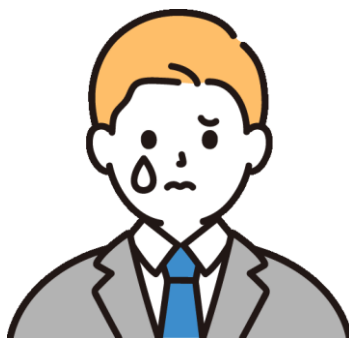
パワハラ、雇止め、有給休暇が取得できないなどの労働トラブルで困ったときは、一人で悩まずに、労働相談窓口にご相談ください。

例えば、こんな経験をしたことはありませんか・・・？

会社の上司から暴言などのパワハラを受けた



突然「明日から会社に来なくてよい」と言われた



会社の上司から有給休暇の取得を断られた



労働相談窓口では、このような労働トラブルについての相談を受け付けています。お気軽にご利用ください！

 宮城県労働相談窓口

022-214-1450

(専用ダイヤル)

受付時間 8:30 ~ 17:00
(土日祝、12/29~1/3を除く)



 rodosodan@pref.miyagi.lg.jp

面談での相談は、下記までお越しください。
宮城県労働委員会事務局
(仙台市青葉区本町三丁目8番1号 県庁17階)



宮城県 労働相談



電話
メールで相談

「相談のために県庁まで出かけるのは大変」「相談員と顔を合わせて話すのは緊張する」というときは、電話・メールでご相談ください。

面談で相談

労働相談員が面談します。事前予約をお勧めします。「就業規則」「労働条件通知書」などの関係書類をお持ちいただくと相談がスムーズです。

相談に応じた
制度説明

あっせん
手続へ

他の機関
を紹介

「個別労使紛争のあっせん」とは



HPはこちら

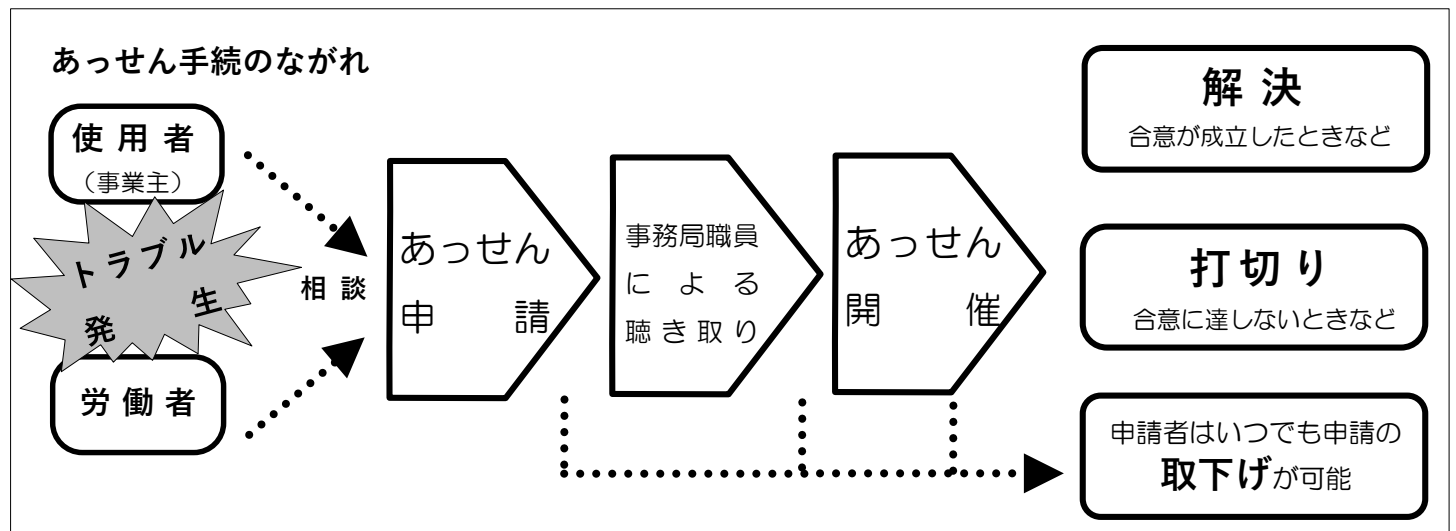
労働者個人と使用者（事業主）との間で起こるさまざまな労働トラブル（個別労使紛争）について、当事者間での解決が困難なときに、当事者からの申請により、労働委員会が話し合いによる解決をお手伝いします。

- ・公益委員（弁護士、大学教授など）
- ・労働者委員（労働組合役員など）
- ・使用者委員（会社経営者など）

の三者で構成される「あっせん員」が、当事者双方から丁寧に主張等を聴き取り、労働者、使用者のどちらも納得できる解決を目指します。



あっせんのイメージ



あっせんは、誰でも申請できますか？

あっせんは、宮城県内の事業所に勤務している（勤務していた）労働者（正社員、パートなど雇用形態は問いません。）、または、その使用者のどちらも申請できます。

あっせんの対象になるのは、どのようなトラブルですか？

“困っている”とか“不満がある”というだけでは、あっせんの対象になりません。相手に訴えても改善されない場合や、当事者同士で話し合いをしても解決できなかった場合に、利用できます。また、労働者の募集・採用に関すること、個人間のトラブルは対象外です。裁判・労働審判等が行われた事案や、労働局のあっせんで解決した事案も、あっせんの対象となりません。

「個別労使紛争のあっせん」

手続簡単 費用無料 秘密厳守

迅速・公正・丁寧な紛争処理

宮城県労働委員会事務局
022-211-3787

宮城県 あっせん



あっせんは、いつ、どこで行いますか？ 時間はどのくらいかかりますか？

あっせんの開催日は、申請からおおむね1か月を目途に、労働者、使用者、あっせん員（3名）の日程を調整して決めます。開催場所は、原則として宮城県庁です。

あっせん1回につき、2～3時間程度の時間がかかります。

あっせんで必ず解決するのですか？

あっせんは、労働者と使用者が「あっせん員」を介した話し合いを通じて、歩み寄りによる問題の解決を目指すものです。双方の主張に隔たりが大きく、歩み寄りができない場合などは解決に至らず、終了（打ち切り）となる場合があります。また、相手方があっせんへの参加を拒否した場合も、あっせんを開催できないので終了（打ち切り）となります。